

銚田市スクールバス運行に関する条例をここに公布する。

平成27年7月24日

銚田市長 鬼沢保平

銚田市条例第25号

銚田市スクールバス運行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、銚田市公立学校施設再編計画(平成24年3月策定)に基づき統合した小学校(以下「小学校」という。)への通学用として運行する銚田市スクールバス(以下「スクールバス」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 市長は、この事業の全部又は一部を委託することができる。

(利用対象者)

第3条 スクールバスの利用対象者は、原則として通学距離が片道2キロメートル以上で、別に定める乗降場所において自らスクールバスに乗降できる児童とする。

(運行日)

第4条 スクールバスの運行日は、銚田市立学校管理規則(平成17年銚田市教育委員会規則第13号)第3条に規定する学校の休業日を除く日とする。ただし、学校の休業日に学校行事等が実施される場合には、スクールバスを運行することができるものとする。

(運行内容)

第5条 スクールバスは、児童の登下校時に運行し、運行時刻、運行回数、運行経路、乗降場所等は、学校長と協議の上、銚田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める。

(利用申請等)

第6条 第3条の利用対象者のうちスクールバスを利用しようとする児童(以下「利用者」という。)の保護者(以下「保護者」という。)は、利用者が在籍する学校長を経由して市長に申請し、その許可を得なければならない。スクールバスの利用について変更し、又は中止しようとするときも、また同様とする。

(利用料)

第7条 スクールバスの利用料金(以下「利用料」という。)は、児童1人につき月額3,000円とする。ただし、8月分の利用料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する利用者の利用料は、当該各号に定める額とする。この場合において、第4号の規定は、第1号又は第2号に該当する利用者の利用料にも適用できるものとする。

(1) 同一世帯において、同時にスクールバスを利用する2人目の利用者
月額2,000円

(2) 同一世帯において、同時にスクールバスを利用する3人目の利用者
月額1,000円

(3) 同一世帯において、同時にスクールバスを利用する4人目以降の利用者 無料

(4) 登校時のみ又は下校時のみにスクールバスを利用する場合 月額の2分の1
(利用料の納付義務者)

第8条 利用料の納付義務者は、保護者とする。

(利用料の納付)

第9条 保護者は、スクールバスを利用することとなる月の前月25日までに当該利用料を納付しなければならない。ただし、毎年4月分の利用料については、4月25日を納付期限とする。

2 前項に定める日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日又は土曜日若しくは日曜日に当たるときは、前項の規定にかかわらず、その翌日をもって納付期限とする。

3 第1項の規定にかかわらず、保護者は、利用料の1年分又は数か月分を一時に前納することができる。

(利用料の免除)

第10条 市長は、教育委員会規則で定める場合に該当するとき、又は特別な理由があると認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料の返還)

第11条 すでに納付した利用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は保護者に対し、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者が、前条の規定により利用料の全部又は一部免除の決定を受けたとき。

(2) 市長が特別の理由があると認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、教育委員会が別に定める遵守事項に従って、スクールバスを利用しなければならない。

(利用の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者に対しスクールバスの利用を停止することができる。

(1) 利用者が、第3条に規定する利用対象者に該当しなくなったと判断したとき。

(2) 保護者が、利用料を3月以上滞納したとき。

(3) 利用者が、前条の規定に基づく遵守事項に著しく違反していると認められた

とき。

(損害賠償)

第 14 条 自己の責めに帰すべき理由により，車両若しくはその附帯設備等を損傷し，又は滅失した者は，原状を回復し，又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 15 条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。